

第13回 健康支援セミナー

令和7年度に向けての行政動向

日時：令和7年2月27日（木）10:30～

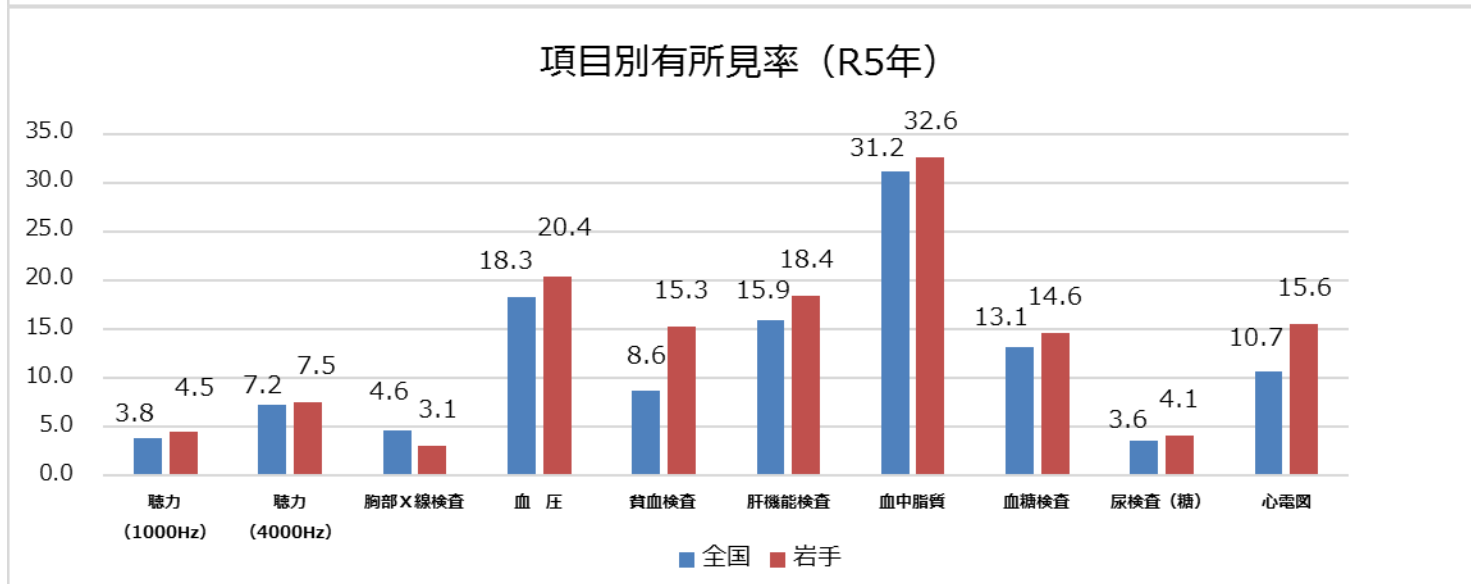
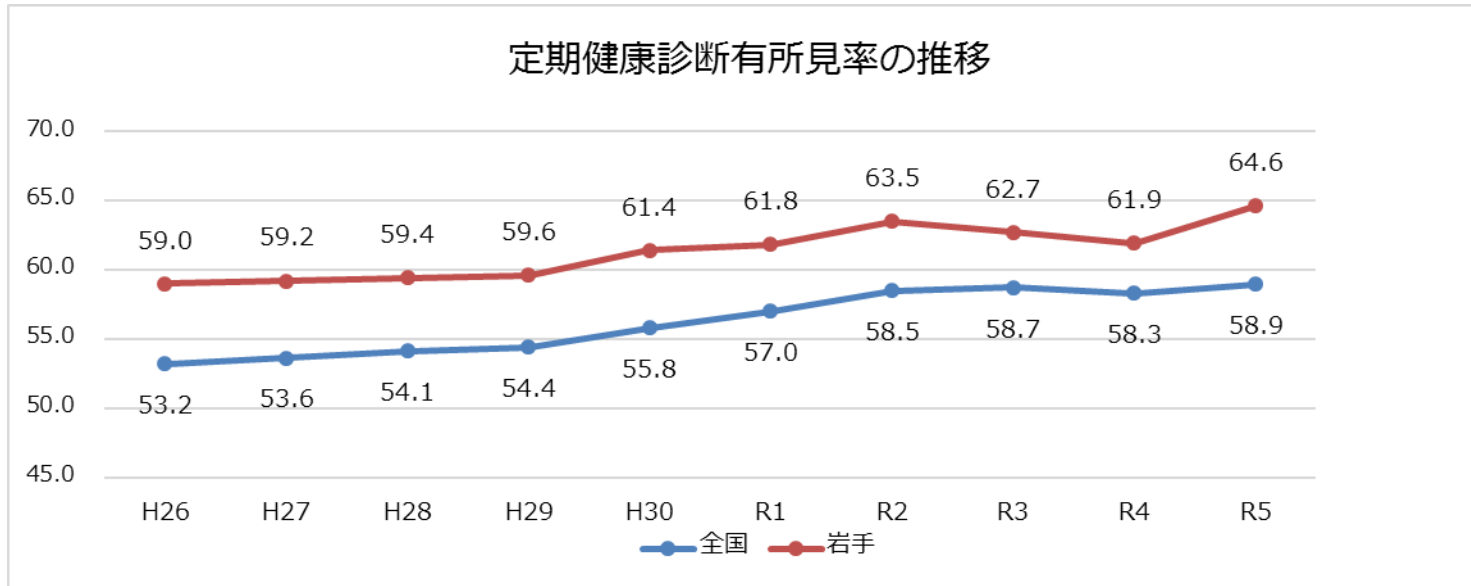
場所：アートホテル 3階 鳳凰の間

厚生労働省 岩手労働局
労働基準部 健康安全課
漣 磯 寿

- 岩手県内の健康診断結果と健康保持増進
- 定期健康診断結果報告等提出の電子申請
の義務化
- リスクアセスメント対象物の健康診断
- 化学物質管理強調月間
- 治療と仕事の両立支援

・岩手県内の健康診断結果と健康保持増進

岩手県内の健康診断の有所見率

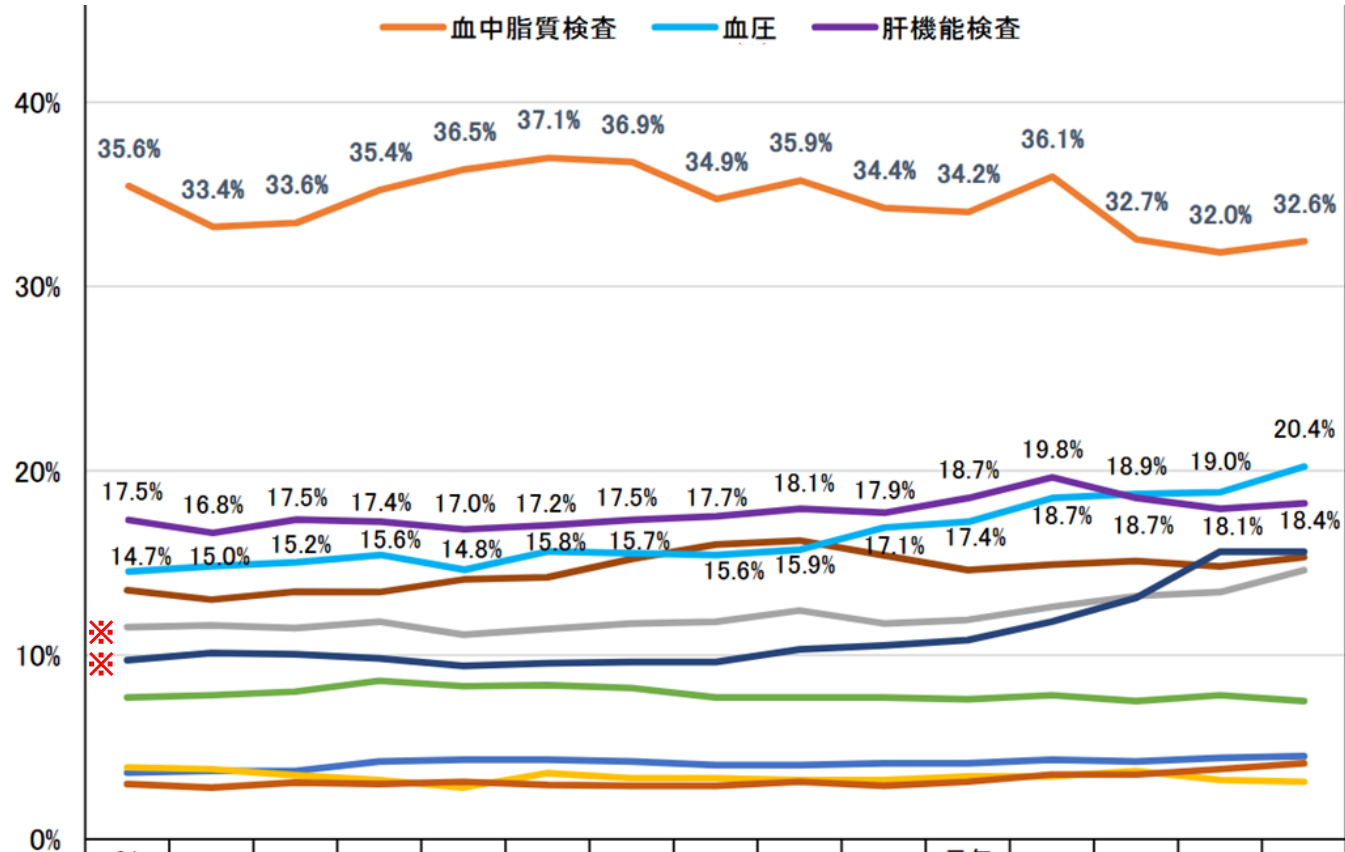


(注)労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

(「令和5年における岩手の安全衛生」から

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/toukei-kenan.html#T2)

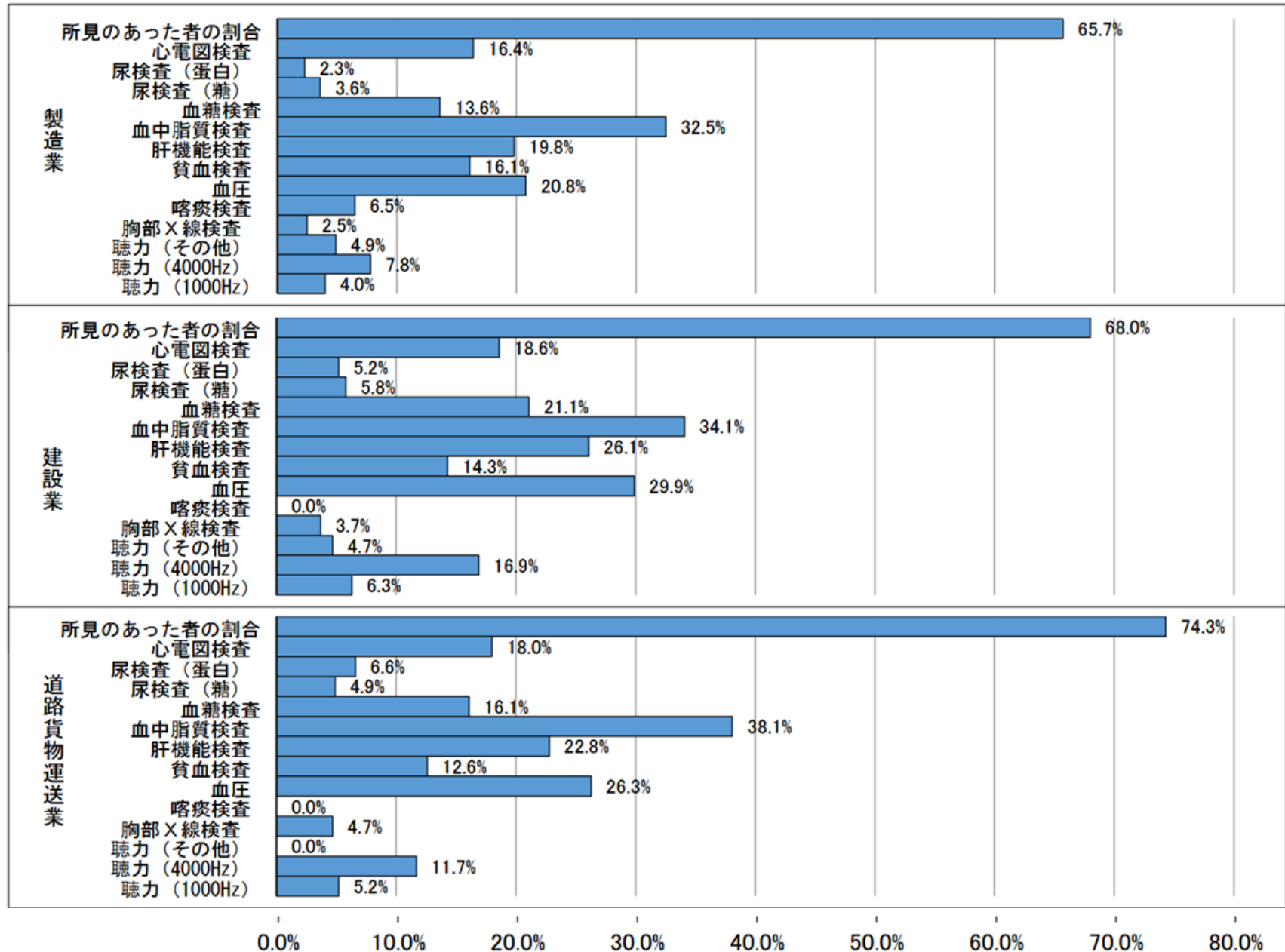
岩手県内の健康診断の有所見率



※ ※ ※

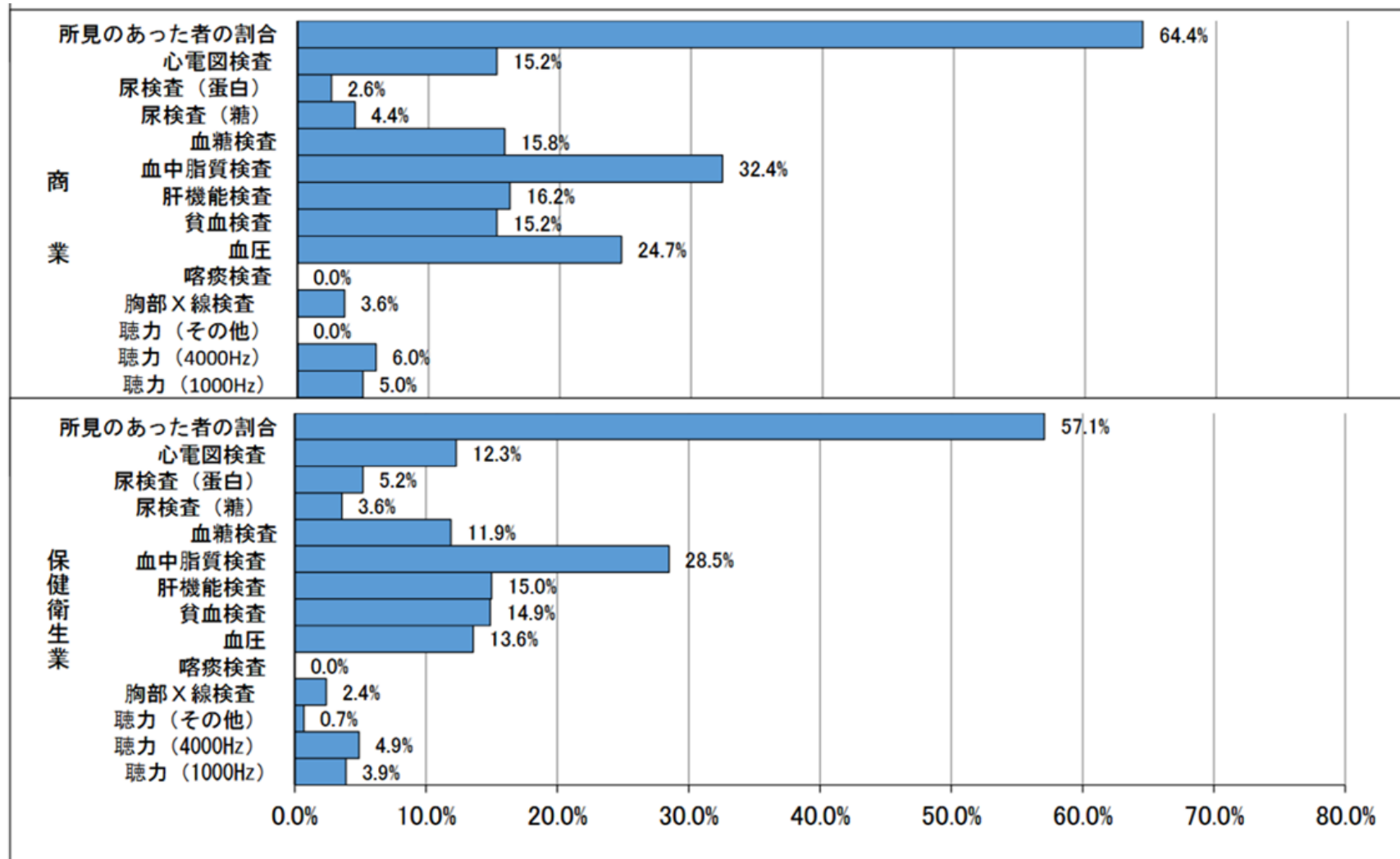
(注)労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

岩手県内の健康診断の有所見率



(注)労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

岩手県内の健康診断の有所見率



(注)労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。

労働者の健康状態の把握

Step 1

健康診断

- 運動指導プログラム作成
- 運動実践のための指導

必要に応じて行う健康測定など

- 問診などによる生活状況調査
- 運動機能検査、運動負荷試験
- 事業場の特色に応じて実施される医学的検査や調査など

把握した労働者の健康状態を踏まえた健康指導の実施

Step 2

運動指導

- 安全に楽しくかつ効果的に実践できる運動

メンタルヘルスケア

- ストレスに対する気づきの援助
- リラクゼーション

保健指導

- 勤務形態や生活習慣による健康上の問題を解決
- 睡眠・喫煙・飲酒などに関する健康的な生活

歯科保健指導

- 歯と口の健康づくり

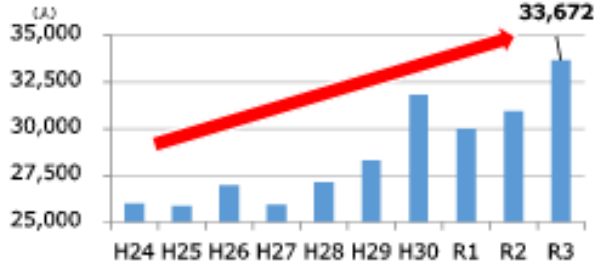
栄養指導

- 食習慣、食行動の改善

健康診断結果を踏まえた健康保持増進対策

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移



転倒による怪我の態様

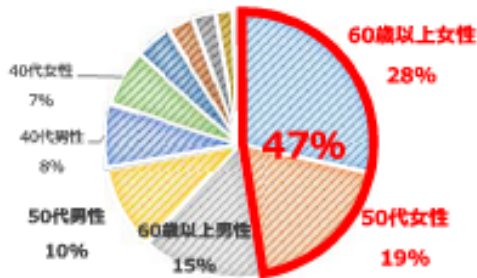
骨折（約70%）

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

性別・年齢別内訳

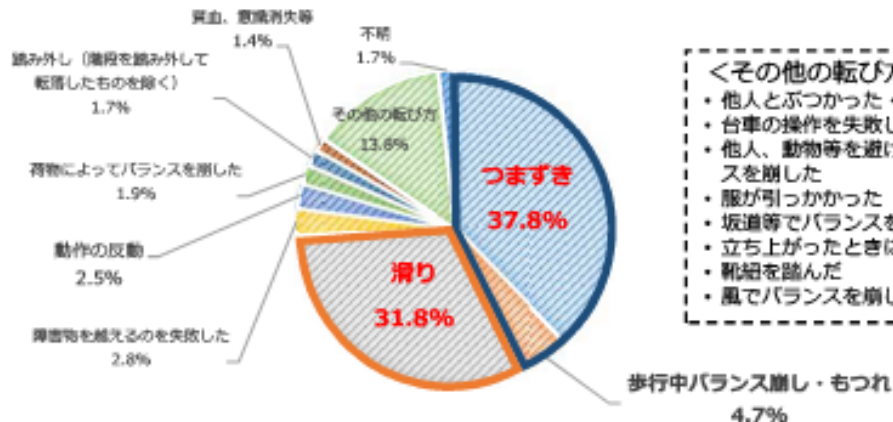


転倒したのは…



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



<その他の転び方>

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

<岩手県>

転倒災害は労働災害全体の30.0%(R5)

平均休業日数

39日(R5)



- 設備対策
- 身体機能の維持・向上

(転倒災害の防止


<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

・定期健康診断結果報告等提出の電子申請 の義務化

電子申請は、「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です！

安全衛生 入力支援

検索

サイト	対応している申請	対応端末
<p>労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス</p> <p>https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者死傷病報告(休業4日以上) ←項目改正 ○総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告 ○定期健康診断結果報告 ○心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告 ○有害な業務に係る歯科健康診断結果報告 ○有機溶剤等健康診断結果報告 ○じん肺健康管理実施状況報告 	<p>パソコン スマートフォン</p> 
<p>e-GOV 電子申請</p> <p>https://www.e-gov.go.jp/</p>	<p>上記のほか、多数の申請に対応</p>	<p>パソコンのみ</p>

定期健康診断結果報告等提出の電子申請の義務化



本サービスについて

サービス利用方法

よくあるご質問

お知らせ

アンケート

労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)



＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから ▶

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



・リスクアセスメント対象物の健康診断

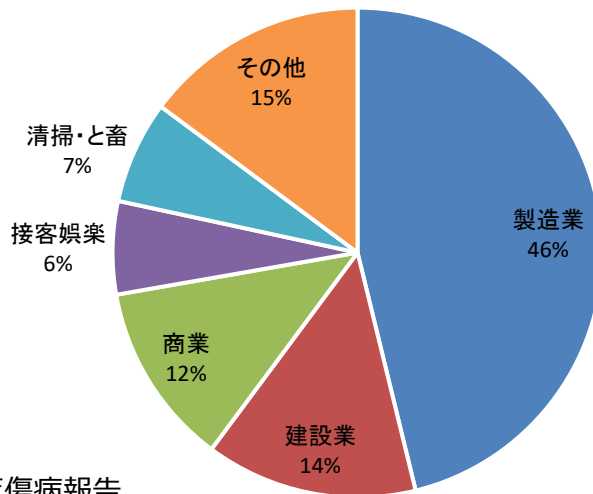
職場における化学物質管理の課題

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の**約8割**

＜化学物質による労働災害発生状況（令和3年）＞

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

- 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向**。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

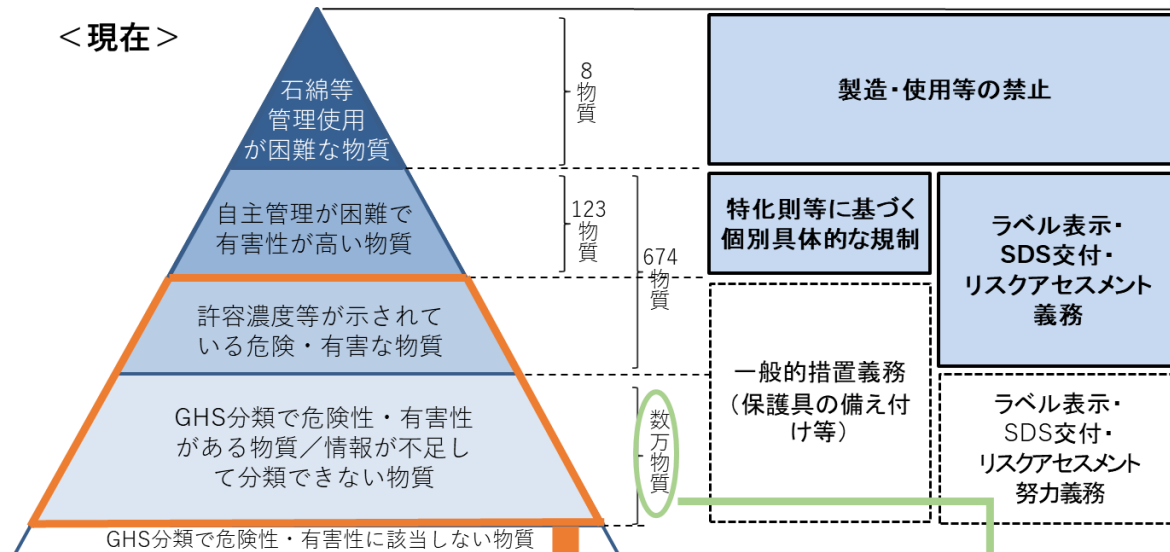
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**
を主眼として

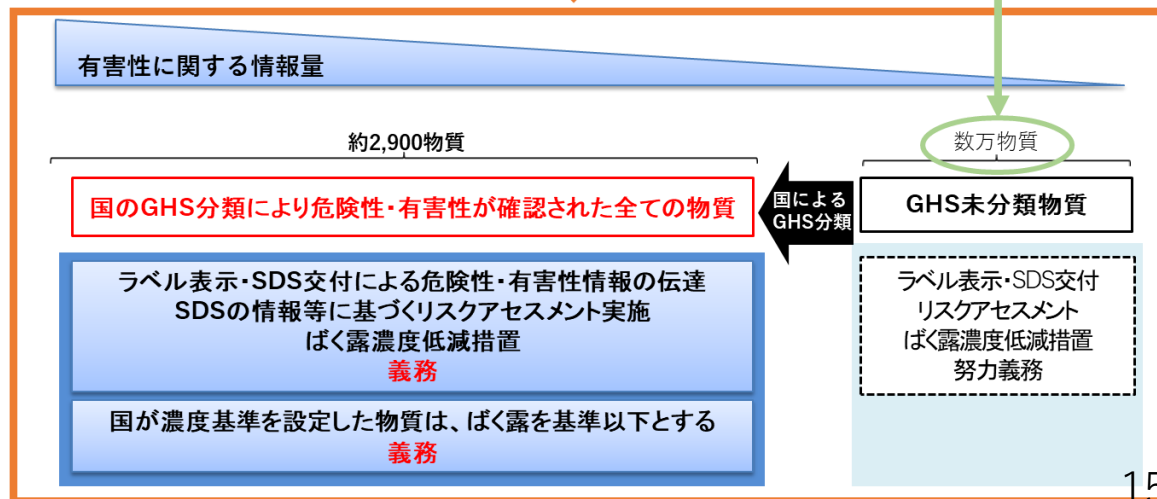
危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、**事業者が適切に選択**する

<現在>



<見直し後>



新たな化学物質規制項目の施行期日

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行			
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行			
第三管理区分事業場の措置強化				2024(R6).4.1施行	

リスクアセスメント対象物の取扱いと健康診断の流れ

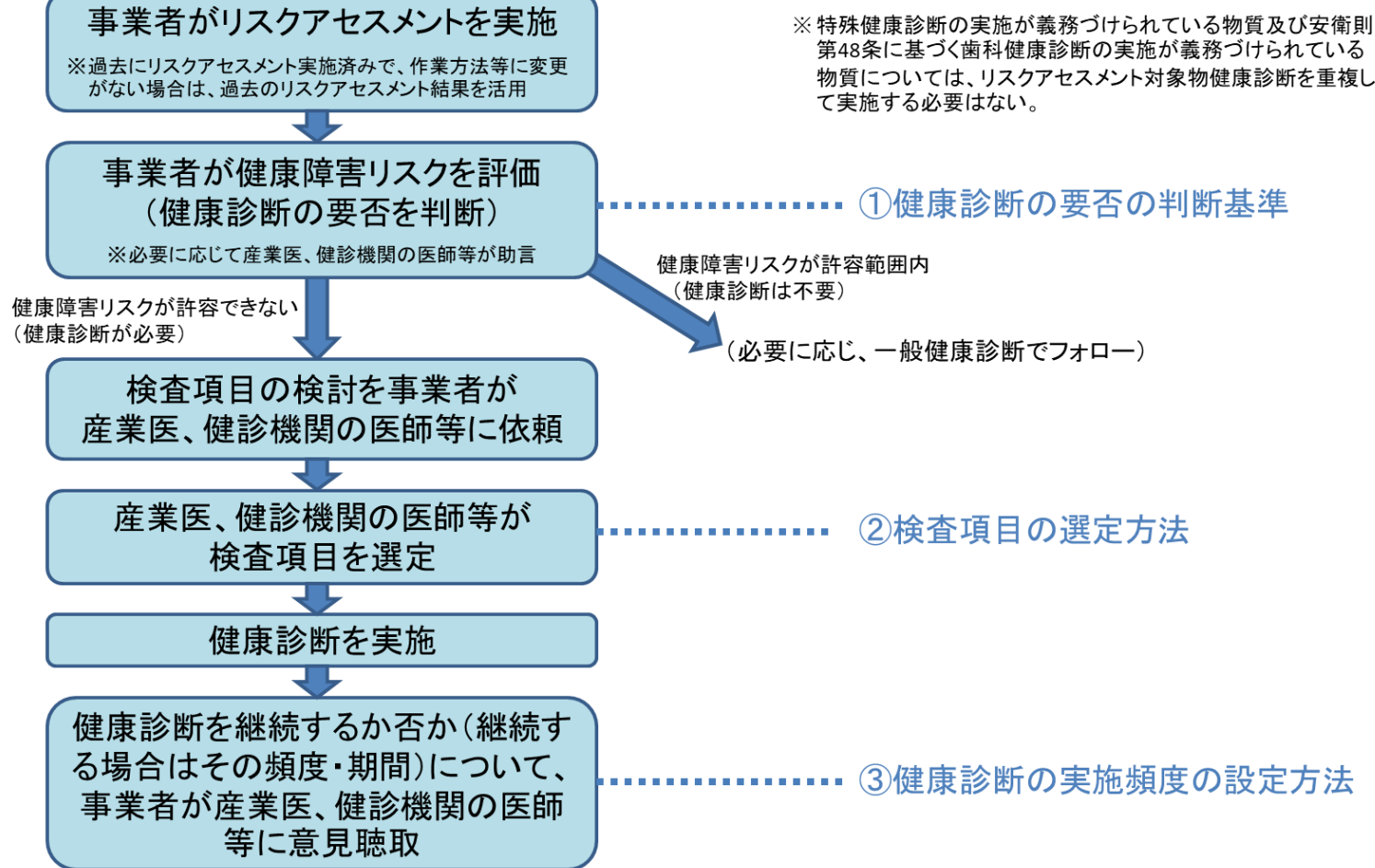
管理体制など

化学物質管理者

保護具着用管理責任者

衛生委員会の付議事項

健康診断の流れ



新しい化学物質管理における健康管理の仕組み

< 現行 >

特別規則の対象物質

(有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に
健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと

【検査項目】各規則で定められた項目

変更なし



< 新しい仕組み (令和6年4月～) >

特別規則の対象物質

(有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に
健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと

【検査項目】各規則で定められた項目

リスクアセスメント対象物

(安衛則第577条の2)

ばく露による健康障害リスクが許容できない
と評価された労働者に健康診断の実施義務

【実施頻度】リスクに応じ事業者が判断

【検査項目】医師等が判断

濃度基準値が設定されている物質

濃度基準値を超えてばく露したおそれ
がある労働者に健康診断の実施義務

【実施頻度】速やかに1度

【検査項目】医師等が判断

(特別規則の対象物質以外は
健康診断の実施義務なし)

新たな
健診制度



第3項健診

第4項健診

(リスクアセスメント対象物以外は健康診断の実施義務なし)

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された労働者は、健康診断の実施が義務。(第3項健診)

<ポイント>

- ・ 作業に従事する労働者全員が一律に健康診断の対象となるのではなく、健康診断を実施するかどうかは、事業者が労働者ごとの健康障害リスクに応じて判断
- ・ 健康診断の検査項目は、医師等が対象物質の有害性情報をもとに設定
- ・ 健診の実施頻度は、事業者が医師等の意見をもとに健康障害リスクに応じて設定

濃度基準値がある物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかな健康診断の実施が義務。(第4項健診)

※労働者がばく露する濃度は濃度基準値以下に管理する義務があるが、何らかの異常事態が生じて濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合を想定

<ポイント>

- ・ 労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は必ず実施する必要
- ・ 健康診断の検査項目は、医師等が対象物質の有害性情報をもとに設定
- ・ 濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることが判明した場合は、合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要

- リスクアセスメント対象物健康診断は、事業者による自律的な化学物質管理の一環として、化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対し、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。
- 化学物質のばく露防止対策（工学的対策、管理的対策、保護具の使用等）が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。
- ばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切ではない。

- リスクアセスメント対象物健康診断には、配置前の健康診断は含まれていないが、配置前の健康状態を把握しておくことが有意義であることから、一般健康診断で実施している自覚症状の有無の検査等により健康状態を把握する方法が考えられる。
- 遅発性の健康障害が懸念される場合には、配置転換後であっても、例えば一定期間経過後等、必要に応じて、医師等の判断に基づき定期的に健康診断を実施することが望ましい。配置転換後に健康診断を実施したときは、リスクアセスメント対象物健康診断に準じて、健康診断結果の個人票を作成し、同様の期間保存しておくことが望ましい。

リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者に対する対応

リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者としては、以下が挙げられる。

- ① リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
 - ② リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと判断された労働者
- これらの労働者については、安衛則第44条第1項に基づく定期健康診断で実施されている業務歴の調査や自他覚症状の有無の検査において、化学物質を取り扱う業務による所見等の有無について留意することが望ましい。
 - 労働者について業務による健康影響が疑われた場合は、当該労働者については早期の医師等の診察の受診を促し、また、同様の作業を行っている労働者については、リスクアセスメントの再実施及びその結果に基づくリスクアセスメント対象物健康診断の実施を検討すること。
 - これらの対応が適切に行われるよう、事業者は定期健康診断を実施する医師等に対し、関係労働者に関する化学物質の取扱い状況の情報を提供することが望ましい。
 - 健康診断を実施する医師等が、同様の作業を行っている労働者ごとに自他覚症状を集団的に評価し、健康影響の集積発生や検査結果の変動等を把握することも、異常の早期発見の手段の一つと考えられる。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第577条の2 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第66条の規定による健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、第二項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

～ 省略 ～

11 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物のがん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

一 第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置の状況

二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況

三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

～ 以下省略 ～

2月は

化学物質管理強調月間

です。

<目的>

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図る

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



・治療と仕事の両立支援



治療と仕事の両立支援



治療と仕事の支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

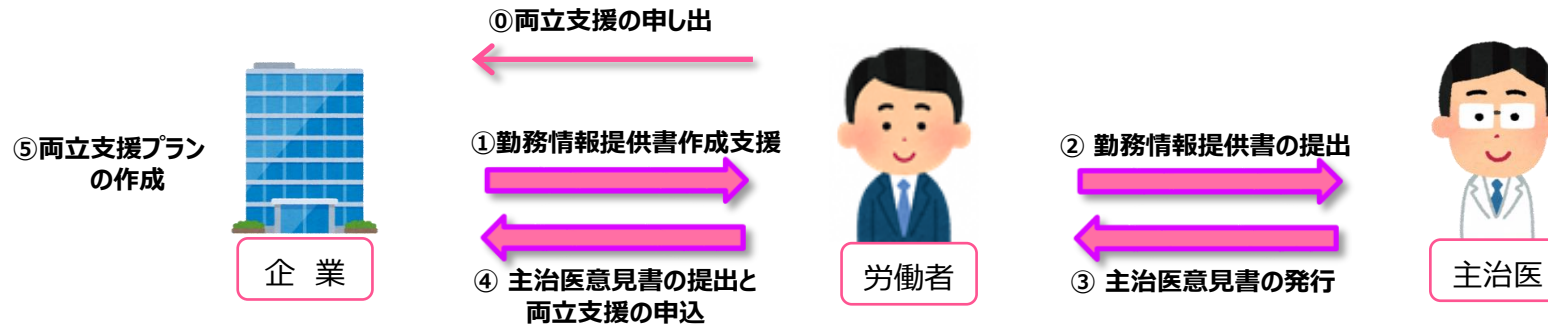


岩手県内の相談先一覧
[219KB]



治療と仕事の両立支援カード

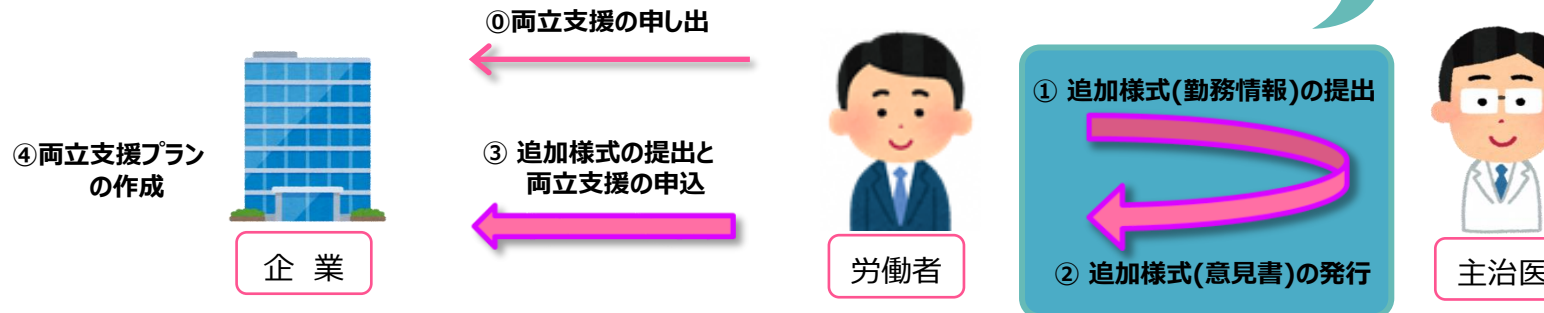
1 従前からあるスキーム



2 新たに追加されたスキーム

「治療と仕事の両立支援カード」

労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき 主治医が就業上の意見等を提示するための様式
(勤務情報提供書と主治医意見書の様式を一体のものとしたもの)



※必要に応じて、従来の、勤務情報提供書の提出及び勤務情報提供書に基づく主治医意見書の発行

治療と仕事の両立支援

新様式「治療と仕事の両立支援カード」

改訂ガイドライン(令和6年3月)に追加

治療と仕事の両立支援カード

労働者(患者)が主治医に自ら勤務情報を提供し、
かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例

ガイドラインに基づく両立支援の進め方

労働者本人から事業者への申出により始まります。

STEP1 勤務情報を伝えます
本人が記載

STEP2 配慮の方法を伝えます
医師が記載

STEP3 本カードをもとに話し合います
両立支援プログラム作成

医師 労働者(患者) 事業者

治療と仕事の両立支援カードとは

「治療と仕事の両立支援カード」は、治療を受けながら働き続けることを希望する労働者(患者)が、自身の職場や働き方等の情報を記載して医療機関に提出することで、医師が労働者(患者)を経由して事業者に対して必要な情報提供を行うための書式です。本カードをもとに、事業者と労働者(患者)が話し合い、仕事の継続に最適な措置等を実施してください(事業場に産業医等が選任されている場合、産業医等の意見も踏まえてください)。なお、事業者が必ずしも本カードの記載どおりに配慮を実施する法的義務を伴うものではありません。

※ 事業場および医療機関においては、労働者(患者)に関するプライバシーには十分に配慮した上で、書式の管理をお願いします。

本カード作成にあたって

医師の方へ	労働者の方へ	事業者の方へ
症状に応じた配慮の方法を知りたい場合	本カード作成にあたってサポートが必要な場合	労働者記載の職務内容に追記・修正等が必要な場合
【両立支援情報サイト】では医療機関・事業者向けの自己学習サイトとして、両立支援の現状ごとの配慮の方法を紹介しています。本カードでも「配慮の例」を掲載していますが、必要に応じて当サイトをご参照ください。	必要に応じて支援人材をサポートを受けることにより、症状や業務内容に応じたより適切な両立支援の実施が可能となります。例えば、「両立支援コーディネーター」は、労働者の同意のもと、調整や業務に関する情報を得て、労働者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供します。 ※ 支援人材・機関の一覧・支援内容等については、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」もしくは「治療と仕事の両立支援アビ(支援を受ける方へ)」をご参照ください。	労働者本人が記載した職務内容に追記・修正等が必要な場合、事業者が本人と相談して、本カードと併せて勤務情報提供書等を主治医に提供することも可能です。 ※ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」掲載の「勤務情報を主治医に提供する際の様式例」が該当します。当該様式例は、労働者と事業者が共同して作成することを前提としています。

両立支援カードのダウンロードはこちら
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療と仕事の両立支援

STEP1

本人記載欄



氏名 _____ 生年月日 _____

住所 _____

職務内容（有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください） _____

勤務時間 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分（休憩 _____ 時間、週 _____ 日間、）

1 上記職務内容に含まれる作業 (右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業	① 立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 前屈体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他 ()
(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由		()

2 利用可能な社内制度

時間単位の年次有給休暇 半日単位の年次有給休暇
傷病休暇・病気休暇 勤務日数短縮(週 _____ 日勤務) 短時間勤務
時差出勤 フレックスタイム 試し出勤 在宅勤務
その他()

勤務形態

常勤勤務 交替勤務(深夜勤務なし) 交替勤務(深夜勤務あり)
その他 ※例：自発的な離席が困難な勤務形態等 ()

通勤方法(該当すべてにノシ通勤時間をご記入ください)

徒歩 公共交通機関(着座可能) 公共交通機関(着座不可能) 自動車
通勤なし(在宅勤務) その他()
 通勤時間 片道 _____ 分

年次有給休暇日数 残 _____ 日間

STEP2

医師記載欄



診断名 _____
 現在の症状 _____
 今後の治療内容 _____

通院頻度 _____
 就労に関する意見 可 下記ア～ウの条件付き可(____年____月____日～____年____月____日) 現時点で不可

ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)

(1)①作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 立位の時間の制限 <input type="checkbox"/> 椅子等の準備	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)②作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 負荷の削減	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)③作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 空調機器の利用	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)④作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 振動の少ない工具の利用 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)⑤作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 保護具の着用	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)⑥作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業強度の制限	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(2)作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 本人や他者への危害を防止する安全装置等 <input type="checkbox"/> 本人の安全を確認できる配置等	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(3)作業	<input type="checkbox"/> 作業可	()	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可

イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項

負担の少ない保護具着用 紫外線をできるだけ避ける
食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける
排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備
残業・休日労働(長時間労働)の制限 出張の制限 夜勤の制限
その他 ()

ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア・イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項

治療スケジュールに合わせた休暇等 作業中の適宜休憩
短時間勤務 時差出勤 フレックスタイム 試し出勤
在宅勤務 その他 ※例：長時間情報機器作業を制限する等 ()

※次ページ<配慮の例>も参照の上で、ご記入ください

医師署名欄 上記の通り診断し、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。
 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名 (主治医署名)

本人署名欄 上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。
 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (本人署名)